

日医発第 794 号（保 257）
令和 4 年 1 月 13 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
中 川 俊 男
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について

令和3年12月28日付け保医発1228第2号 厚生労働省保険局医療課長通知をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日保医発0305第1号）等の一部が改正され、令和4年1月1日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和3年12月28日付け保医発1228第3号）の19ページに掲載されている医療機器が区分B2として保険適用されたことによるものです。（令和4年1月13日付け日医発第793号（保256）をご参照下さい。）

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、今回の留意事項等の改正につきましては、日本医師会雑誌3月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令3.12.28 保医発1228第2号 厚生労働省保険局医療課長）」
2. 新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等（日本医師会医療保険課）

保医発 1228 第 2 号
令和 3 年 12 月 28 日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 4 年 1 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料の定義について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)の一部改正について

別添 1

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の一部改正について

別添 1 の第 2 章第 9 部 J 0 4 1 - 2 (1) に次を加える。

カ 寛解期の潰瘍性大腸炎で既存の薬物治療が無効、効果不十分又は適用できない難治性患者(厚生省特定疾患難治性炎症性腸管障害調査研究班の診断基準)に対しては、寛解維持を目的として行った場合に限り、原則として一連につき 2 週間に 1 回を限度として 48 週間に限って算定する。なお、医学的な必要性から一連につき 2 週間に 2 回以上算定する場合又は 48 週間を超えて算定する場合には、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

また、初回実施に当たっては、医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)の一部改正について

別表の の 049 (1) に次を加える。

カ 寛解期の潰瘍性大腸炎の寛解維持を目的に、体外循環した末梢血から顆粒球を除去する吸着器(回路を含む。)であること。

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保医発 0305 第1号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第8部(略) 第9部 処置 J000～J041 (略) J041-2 血球成分除去療法 (1) 血球成分除去療法(吸着式及び遠心分離式を含む。) は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ(吸着式のみ。)、ク ローン病、膿疱性乾癬又は関節症性乾癬患者に対して次 のアからカまでのとおり実施した場合に算定できる。 ア～オ (略) <u>カ 寛解期の潰瘍性大腸炎で既存の薬物治療が無効、効</u> <u>果不十分又は適用できない難治性患者(厚生省特定疾</u> <u>患難治性炎症性腸管障害調査研究班の診断基準)に対</u> <u>しては、寛解維持を目的として行った場合に限り、原</u> <u>則として一連につき2週間に1回を限度として48週</u> <u>間に限って算定する。なお、医学的な必要性から一連</u> <u>につき2週間に2回以上算定する場合又は48週間を</u> <u>超えて算定する場合には、その理由を診療報酬明細書</u>	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部 (略) 第9部 処置 J000～J041 (略) J041-2 血球成分除去療法 (1) 血球成分除去療法(吸着式及び遠心分離式を含む。) は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ(吸着式のみ。)、ク ローン病、膿疱性乾癬又は関節症性乾癬患者に対して次 のアからオまでのとおり実施した場合に算定できる。 ア～オ (略) (新設)

の摘要欄に記載すること。

また、初回実施に当たっては、医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(2) ・ (3) (略)

J 0 4 2 ~ J 2 0 1 (略)

第 10 部 ~ 第 13 部 (略)

第 3 章 (略)

別添 2 (略)

(2) ・ (3) (略)

J 0 4 2 ~ J 2 0 1 (略)

第 10 部 ~ 第 13 部 (略)

第 3 章 (略)

別添 2 (略)

(別添 2 参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別表) (略) 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 5 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～048 (略) 049 白血球吸着用材料 (1) 定義 (略) 次のいずれかに該当すること。 ア～オ <u>カ 寛解期の潰瘍性大腸炎の寛解維持を目的に、体外循環した末梢血から顆粒球を除去する吸着器(回路を含む。)であること。</u> (2)・(3) (略) 051～213 (略) ～ (略)	(別表) (略) 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 5 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～048 (略) 049 白血球吸着用材料 (1) 定義 (略) 次のいずれかに該当すること。 ア～オ (新設) (2)・(3) (略) 051～213 (略) ～ (略)

新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等 (令和4年1月1日適用)

1. 血球細胞除去用浄化器

【販売名】アダカラム (株式会社 JIMRO)

〔決定区分〕

区分 B2 (個別評価・既存機能区分・変更あり)

〔決定機能区分〕

049 白血球吸着用材料 (1)一般用

〔主な使用目的〕※下線部の適応拡大

本品は、体外循環による血液から白血球(主に顆粒球)を吸着除去する血球細胞除去用浄化器であり、炎症反応を鎮静化して臨床症状を改善するために、以下の適応に対して使用する。

適応:

1. 潰瘍性大腸炎の活動期における寛解促進(ただし、重症度による分類が重症の患者)、並びに寛解期における既存の薬物治療が無効、効果不十分または適用できない難治性患者の寛解維持
2. 栄養療法及び既存の薬物治療が無効又は適用できない、大腸の病変に起因する明らかな臨床症状が残る中等症から重症の活動期クローン病患者の寛解促進
3. 全身治療における既存内服療法が無効又は適用できない、中等症以上の膿疱性乾癬の臨床症状の改善
4. 複数の生物学的製剤等の既存の全身治療が無効、効果不十分又は適用できない関節症性乾癬の臨床症状の改善

<関連する告示・通知の改正>

- (1)「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日付保医発 0305 第12号)の一部改正(令和3年12月28日付け保医発 1228 第2号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱを次のように改める。

(改正箇所下線部)

改 正 後	改 正 前
049 白血球吸着用材料 (1) 定義 ① (略) ② 次のいずれかに該当すること。 ア～オ <u>カ 寛解期の潰瘍性大腸炎の寛解維持を目的に、体外循環した末梢血から顆粒球を除去する吸着器(回路を含む。)であること。</u> (2)・(3) (略)	049 白血球吸着用材料 (1) 定義 ① (略) ② 次のいずれかに該当すること。 ア～オ (新設) (2)・(3) (略)

- (2)「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発 0305 第1号)の一部改正(令和3年12月28日付け保医発 1228 第2号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の第9部処置を次のように改める。

(改正箇所下線部)

改 正 後	改 正 前
J041-2 血球成分除去療法 (1) 血球成分除去療法(吸着式及び遠心分離式を含む。)は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ(吸着式のみ。)、クローン病、膿疱性乾癬又は関節症性乾癬患者に対して次のアから <u>カ</u> までのとおり実施した場合に算定できる。 ア～オ (略) <u>カ 寛解期の潰瘍性大腸炎で既存の薬物治療が無効、効果不十分又は適用できない難治性患者(厚生省特定疾患難治性炎症性腸管障害調査研究班の診断基準)に対しては、</u>	J041-2 血球成分除去療法 (1) 血球成分除去療法(吸着式及び遠心分離式を含む。)は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ(吸着式のみ。)、クローン病、膿疱性乾癬又は関節症性乾癬患者に対して次のアからオまでのとおり実施した場合に算定できる。 ア～オ (略) (新設)

<u>寛解維持を目的として行った場合に限り、原則として一連につき2週間に1回を限度として48週間に限って算定する。なお、医学的な必要性から一連につき2週間に2回以上算定する場合又は48週間を超えて算定する場合には、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> <u>また、初回実施に当たっては、医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> (2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
---	--------------------

(日本医師会医療保険課)